

一般社団法人岩の力学連合会 規則

平成 25 年 3 月 22 日 理事会制定

平成 27 年 11 月 16 日 理事会変更

平成 28 年 3 月 31 日 理事会変更

平成 28 年 6 月 6 日 理事会変更

平成 28 年 6 月 6 日 施行

令和 2 年 3 月 19 日 理事会変更

令和 2 年 3 月 19 日 施行

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 一般社団法人岩の力学連合会（以下連合会と呼ぶ）定款に基づいて理事会が本規則を定める。
この連合会の機構、業務の運営、会務の分掌、職制等の定款施行に必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(規則の変更)

第 2 条 この規則の変更は、理事会の議決を経るものとする。

第 2 章 組織団体、会費、会員名簿、入会、退会

(組織団体)

第 3 条 最初の組織団体及び新規加入の組織団体は、定款 11 条第 3 項に定める情報開示請求権及び次の権利を有する。

- (1) 社員総会での 1 個の議決権 【定 26】
- (2) 理事会の求めに対し複数の理事・監事候補及び専門幹事候補を推挙すること 【定 31】
- (3) 定例及び臨時の理事会に陪席し、議長の了承のもとに意見を述べる事
- (4) この連合会が発行する「岩の力学（岩の力学文献目録）」、「岩の力学国内ニュース」、
「電子ジャーナル(製本版)」等の会誌等一式の受領

第 4 条 最初の組織団体及び新規加入の組織団体は、次の義務を果たさなければならない。

- (1) 本規則第 12 条第 3 項に基づき組織団体としてこの連合会の運営に係る分担金の負担
【定 10】
- (2) 推挙された理事が理事会の決議により常任理事会の構成員となり、この連合会の運営
に積極的に関与すること 【定 31-2】
- (3) 本規則第 31 条に基づき岩の力学国内シンポジウム開催及び運営
- (4) 理事長からのこの連合会に設置された委員会への委員派遣の要請に対する協力
- (5) 連合会の国際活動において、理事長の要請による National Group of Japan の organizing
member としての協力

(会員名簿)

第5条 この連合会に会員名簿を備え、会員の氏名、住所、勤務先、生年などの事項を記載し、その記載事項に変更があった場合にはすみやかに整理するものとする。 【定55】

(入会の可決)

第6条 理事会または常任理事会において入会を可決したときは、理事長はすみやかに会員名簿に登録し、かつ、本人にその旨通知する。 【定9】

(変更届)

第7条 会員名簿記載事項について変更があったときは、会員はその旨を記載した届出書を本連合会に提出しなければならない。または、会員データベースのデータを会員自身で更新することができる。

(学生会員の種別変更)

第8条 学生会員は、学生としての資格を失うと同時に正会員（個人）となる。

(賛助会員の代表者届出)

第9条 賛助会員はこの連合会に対する代表者を定めて届出なければならない。

(賛助会員の代表者変更届)

第10条 賛助会員は、前条代表者に変更があった場合、すみやかにその旨をこの連合会に届出なければならない。

(会費及び分担金) 【定10】【定22(6)】

第11条 会費は、法人化以前を引き継ぎ、会員の種別に応じて次のとおりである。

種別	会費	
正会員	年額	4,000円
学生会員	年額	1,000円
賛助会員		
AA級	年額	180,000円
A級	年額	150,000円
B級	年額	120,000円
学協会会員	年額	20,000円
名誉会員		免除

2. 正会員、賛助会員の会費には国際岩の力学会（ISRM）で定められた会費が含まれ、この連合会が一括して納付する。
3. 組織団体の分担金の年額は、法人化以前を引き継ぎ、以下の通りである。

公益社団法人土木学会	50,000 円
公益社団法人地盤工学会	50,000 円
一般社団法人資源・素材学会	50,000 円
公益社団法人日本材料学会	30,000 円

(臨時会費)

第 12 条 特別な事業遂行に要する費用の一部に充てるため、会員から会費のほかに臨時会費を徴収することができる。ただし、臨時会費の額は会費の年額を超えてはならない。臨時会費の具体的徴収金額、徴収時期及び方法等については、理事会の議決によりこれを定め、社員総会に報告する。

(賛助会員の特典)

第 13 条 賛助会員の特典は以下のとおりとする。

AA 級

- ・ 岩の力学ニュースの賛助会員のページへの優先的掲載
- ・ ISRM の corporative member
- ・ ISRM 本部のニューズレター及び Web ニュースにおける Corporate Members' Highlights 等への優先的掲載
- ・ One Petro での文献収集および ISRM 本部 Web での教材等のダウンロード
- ・ ISRM 本部 Web からのリンクの設定
- ・ ISRM 主催の国際会議、シンポジウム、専門会議の登録料の 20%割引、1 登録
- ・ 「電子ジャーナル（製本版）」の 10 部配布

A 級

- ・ 岩の力学ニュースの賛助会員のページへの優先的掲載
- ・ ISRM の corporative member
- ・ ISRM 本部のニューズレター及び Web ニュースにおける Corporate Members' Highlights 等への優先的掲載
- ・ One Petro での文献収集および ISRM 本部 Web での教材等のダウンロード
- ・ ISRM 本部 Web からのリンクの設定
- ・ ISRM 主催の国際会議、シンポジウム、専門会議の登録料の 20%割引、1 登録
- ・ 「電子ジャーナル（製本版）」の 5 部配布

B 級

- ・ 岩の力学ニュースの賛助会員のページへの掲載
- ・ ISRM の corporative member
- ・ One Petro での文献収集および ISRM 本部 Web での教材等のダウンロード
- ・ ISRM 本部 Web からのリンクの設定
- ・ ISRM 主催の国際会議、シンポジウム、専門会議の登録料の 20%割引、1 登録
- ・ 「電子ジャーナル（製本版）」の 1 部配布

(会費の納入及び会費の減免) 【定 10】

第 14 条 会費は、毎年年度当初に納入しなければならない。新たに入会した会員も、時期に関わらず年会費を納付しなければならない。

2. 激甚災害により被災した会員については、当該年度会費の減免、もしくは次年度会費の減免を行うことができる。会費減免の可否は総務委員会の審議に基づき理事会で決定する。
3. 必要と認めるときは、総務委員会の審議に基づき理事会が、一定の条件及び期限を定めて、会費を減免することができる。

第 3 章 役 員

(幹事学会)

第 15 条 運営の主体となる幹事学会は、最初の組織団体のうちの公益社団法人土木学会、公益社団法人地盤工学会及び一般社団法人資源素材学会で 2 年ごとの持ち回りとする。順序は、公益社団法人土木学会、一般社団法人資源素材学会、公益社団法人地盤工学会とする。

2. 幹事学会は理事長、副理事長及び幹事長の三役の理事候補者を推挙する。

(定数)

第 16 条 理事及び監事の定数は定款第 30 条に基づき適切に定めることとする。一般社団法人に登記後の平成 23 年は以下の通りとする。

(公社)土木学会、(公社)地盤工学会及び(一社)資源素材学会	理事各 3 名
(公社)材料学会	理事 2 名
関連機関	理事及び監事 5 名
幹事学会	三役としての理事 3 名
次期幹事学会	理事 1 名
前幹事長	理事 1 名
	計 21 名

(選任)

第 17 条 理事または監事の改選にあたっては、理事長は組織団体及び関連機関に理事または監事の推挙を依頼し、組織団体及び関連機関は指定された期日までに理事または監事の候補者を推薦しなければならない。

2. 社員総会の決議によって選任された理事の中から理事長、副理事長、幹事長及び若干名の常任理事を理事の互選により選定する。

(専門幹事)

第 18 条 専門幹事は必要に応じて理事会ならびに組織団体及び学協会会員の推挙等に基づき、社員総会で選任する。【定 31】

2. 任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 19 条 専門幹事は、各委員会の幹事もしくは幹事相当職としての委員会業務を行う。【定 33】

(欠員)

第20条 理事長・副理事長・幹事長に欠員が生じた時は、改めて理事会において選定する。

2. 理事長・副理事長・幹事長以外の役員に欠員が生じたときは、必要に応じて理事会が後任候補者を推挙することができる。
3. 理事長・副理事長・幹事長以外の欠員役員の残任期間が6ヶ月以内のときは補充しなくてもよい。

第4章 会務分掌，職制【定53】

(委員会の構成)【定53-3】

第21条 この連合会は、会務を分掌するため、編集，国際技術，電子ジャーナル，RockNet，岩の力学連合会賞選考，選挙管理，賛助会員会議運営，総務の8常設委員会と企画，シンポジウムの2特別委員会をおく。

2. 各委員会・特別委員会は、必要に応じてWG等を設置することができる。

(編集委員会)

第22条 編集委員会は、岩の力学ニュースの編集および発行，ならびに、岩の力学に関する図書，印刷物等の刊行に関する事項を掌る。

2. 編集委員長は、出版物の販売，出版物の帳簿残高と実際残高を照合，出版物の売上の管理等を掌る。

(国際技術委員会)

第23条 国際技術委員会は、岩の力学に関する規格・基準の制定，管理及びこれらに関する図書の刊行を掌る。

2. ISRM本部 Committeeへの委員の推薦，Committee活動の支援および対応WGの設置，Committee活動の会員への周知に関する講演会等の実施を掌る。
3. アジア地域を中心とする研究者の招へいおよび講演会の実施を掌る。

(電子ジャーナル委員会)

第24条 電子ジャーナル委員会は、論文報告集（電子ジャーナル）「International Journal of JCRM」の編集・出版に関する事項を掌る。

2. 賛助会員および組織団体への配布を目的とした，論文報告集「International Journal of JCRM」の製本版の作成を掌る。
3. 国際岩の力学会のCongressへの投稿論文の選考を掌る。

(RockNet委員会)

第25条 RockNet委員会は、本会のWebの管理・更新に関する事項を掌る。

2. データベースの整理・管理に関する事項を掌る。

3. RockNetによる種々の情報のRockNet会員への配信に関する事項を掌る.

(岩の力学連合会賞選考委員会)

第26条 岩の力学連合会賞選考委員会は、岩の力学連合会「論文賞」「技術賞」「フロンティア賞」授与規則に基づき設置し、同規則に従って賞の選考を掌る.

(選挙管理委員会)

第27条 選挙管理委員会は、岩の力学連合会 選挙・選任規則に基づき、代議員の選挙に関する事項を掌る.

(賛助会員会議運営委員会)

第28条 賛助会員会議運営委員会は、賛助会員の連合会活動への参画を指針とし、連合会と賛助会員が日頃のコミュニケーションを図り、学と産(民)の連携や賛助会員の要望の実現を通して岩の力学分野の発展に寄与するための事項を掌る.

2. 全賛助会員から構成される賛助会員会議の開催および企画運営を掌る.
3. 連合会と賛助会員の連携ならびに賛助会員の要望の実現を目的に、賛助会員会議の意見の調整を図り、理事会への提言等に関する事項を掌る.

(総務委員会)

第29条 総務委員会は、総会及び理事会・常任理事会に関する事務、各部間の調整、その他渉外に関する事項ならびに予算、決算、金銭及び物品の出納、保管、財産管理、その他一般経理のほか、他委員会に属さない一般庶務に関する事項を掌る.

2. 理事長、副理事長、幹事長による三役調整会議を開催し、会務の運営および理事会および常任理事会に関する事項の整理を掌る.
3. 会員情報の管理および会員の資質向上等に関する事項を掌る.
4. ISRM本部との連携、国際会議への代表者の派遣等に関する事項を掌る.
5. ISRM本部からの情報の整理・配信に関する事項を掌る.
6. 新規活動、中長期計画、関連機関との連携等に関する事項を掌る.

(企画特別委員会)

第30条 企画特別委員会は、新規活動、中長期計画等の立案に関する事項を掌る.

2. 委員会は、理事長または理事会の要請により、指示された課題に対して設定される。活動期間および委員長・委員は、理事会で諮り、活動内容は理事会に報告しなければならない。

(シンポジウム特別委員会)

第31条 岩の力学国内シンポジウムおよび日本で開催する各種国際会議の運営を掌る.

2. 委員会は、行事ごとに設定され、名称は行事ごとに定める。活動期間および委員長・委員は、理事会で諮り、活動内容は理事会に報告しなければならない。

3. 岩の力学国内シンポジウムに関しては、原則4年ごとに開催する。開催に際しては、組織団体が、(公社)土木学会、(公社)日本材料学会、(公社)地盤工学会、(一社)資源・素材学会の順で幹事学会を務める。

(委員長)

- 第32条 委員会に委員長をおく。委員長は、理事の中から理事会の推薦により理事長が委嘱する。委員長は、理事会の議決に従い、委員会の所掌事務を統括する。委員長は、必要あるときは、委員および委員会幹事を置くことができ、理事長がこれを委嘱する。委員および委員会幹事は、原則として会員中より選任する。委員および委員会幹事は、委員長の指示に基づき、分掌事項を処理する。委員および委員会幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 岩の力学連合会賞選考委員会の委員長は副理事長が担当し、委員および委員会幹事は非公開とする。
 3. 岩の力学国内シンポジウムに関しては、幹事学会が委員長および幹事長の推薦を行う。組織団体は、各2名の委員の推薦を行う。

(事務局)

- 第33条 定款第54条による職員を以て事務局を構成する。事務局は、理事長の指揮を受ける。事務局の組織、職員に関する規程及び庶務の取扱細則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。【定54】

(国際岩の力学会に対する義務)

- 第34条 この連合会は、正会員および賛助会員が国際岩の力学会（ISRM）の会員であるために必要な義務として、ISRM本部に毎年会員名簿及び会員分担金を送るとともに、ISRM本部の代表者会議に正式代表1名を派遣する。

第5章 会計

(会計経理の総括責任者)

- 第35条 理事長は、会計経理に関する総括責任者とする。【定56】

(会計経理の方法)

- 第36条 この連合会の会計経理の方法は、複式簿記の原則によることとし、資産勘定、負債勘定、収入勘定及び支払勘定に区分して経理しなければならない。

(予算案作成、提出)

- 第37条 幹事長は、各委員会の要求その他の資料によって、毎年2月末日までにこの連合会の翌年度予算案を作成し、理事長に提出しなければならない。

(事業計画、収支予算)

第 38 条 理事長は、前条の予算案を事業計画とともに調査審議し、3月20日までに翌年度の収支予算について理事会の議決を経て、事業年度開始前に行政庁に届けなければならない。【定 57】

2. 事業計画及び収支予算は、定款第 57 条により毎事業年度開始前に理事会の承認を経なければならない。【定 57】

(暫定予算)

第 39 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。【定 57-2】

2. 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。【定 57-3】

(予算の流用)

第 40 条 予算に計上された各費目の支出及び同一項内の各目間の予算の流用は、別に定めある場合のほか理事長が専行する。

(予算の変更等)

第 41 条 予算の変更、予算超過または予算外支出については、更正予算を作成し理事会の議決を経なければならない。ただし、理事長が重要事項と認めた場合は社員総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、社員総会において承認を得なければならない。【定 58】

2. 社員総会で承認を得た事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等は、3ヶ月以内に行政庁に報告しなければならない。

(収入ならびに支払及び小切手作成)

第 43 条 専務理事は、収入ならびに支払及び小切手作成の業務を掌る。ただし、専務理事が欠員の場合は、理事長の命により会計担当理事がその業務を掌る。

(会計事務の取扱手続)

第 44 条 会計の帳簿組織、決算書類の作成等、会計事務の取扱手続は、理事会の議決を経て別に会計規定を定める。

第 6 章 会誌等刊行物

(連合会誌)

第45条 この連合会は、「岩の力学ニュース」を発行し会員に配布し、その一部を市販することができる。【定4(3)】

(論文報告集)

第46条 この連合会は、論文報告集「International Journal of JCRM」を発行し、その一部を市販することができる。【定4(8)】

(印刷物の刊行)

第47条 連合会誌及び論文報告集「International Journal of JCRM」以外の印刷物の刊行は、理事会の議決を経なければならない。

(刊行物の寄贈先)

第48条 連合会誌その他の刊行物の寄贈先は、理事会で決める。

第7章 関連学協会等

(関連学協会等との協力)

第49条 この連合会は、関連学協会等と協力し、相互に便宜を供与することができる。

(会員等の推薦)

第50条 この連合会は、関連学協会等から依頼があった場合には、学術団体として、会員を推薦し、かつ、選挙人を推薦することができる。この連合会が推薦する会員に対して、この連合会はその活動を支援する。

付 則

(規則施行)

第51条 この規則は、成立の日から施行する。

(細則施行)

第52条 この規則施行に必要な規定は、運営規程等の細則で定める。

(細則施行)

第53条 この規則は、成立の日から施行する。